

令和4年10月7日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市路上喫煙対策委員会

委員長 青木 佳史

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について  
（「喫煙所について」） 中間答申

令和4年7月13日付け大環境事第522号で諮問のありました標記について、審議の結果、適切と認められるので、別添のとおり答申します。

「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について  
（「喫煙所について」）

（中間答申）

令和4年10月  
大阪市路上喫煙対策委員会

## はじめに

大阪市の路上喫煙対策は、平成 19 年 4 月 1 日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区に指定して以降、令和 4 年 9 月 1 日の堂島公園周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）の指定まで、これまで 6 地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000 円）を行っている。

一方、平成 20 年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で制度目的に賛同する市民事業者の活動団体（以下「マナーエリア団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を 3 年後に控え、大阪への来訪者の増加を見据えて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっており、禁止地区の拡大を求める市民からの意見も多く寄せられている。

以上のような状況を背景として、このたび、大阪市長から当委員会に対して、令和 4 年 7 月 13 日に、「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について、諮問がなされた。

改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢の変化に伴い、市民からも路上喫煙対策の強化を求める声が多く寄せられている状況などを踏まえ、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取り組んでいく方向性については、おおむね理解が得られるものとする。

今回の諮問に対し、当委員会は、これまで審議し、提言してきた考え方を基本としながら、様々な課題について検討を行っていくところであるが、このうち喫煙者・非喫煙者が共存するための場所やマナーを守った喫煙のための場所の確保に関しては、場所の選定や地元調整等に時間が要する点や、喫煙所（喫煙設備）の整備には、設計、施工にかかる諸手続き等、

一定の期間を要することに鑑み、まずは、喫煙所のあり方に関して優先して集中的に審議を行うこととし、このたび、その考え方にかかる審議結果について、中間の答申をするものである。

市内全域の路上喫煙禁止については、罰則である過料徴収も伴うことから、喫煙者に対する配慮も必要であり、限られた期間で一定数の喫煙所（喫煙設備）の整備を行うにあたっては、市が公設の整備を推進するだけでなく民間事業者にも積極的に協力を求めながら、官民が連携して、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の整備を進めることを期待する。

## 1 喫煙所の確保について

喫煙所（喫煙設備）については、当委員会において、これまでに幾度も議論を重ねてきたところであり、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言している。

また、先日の「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）についての答申においても、「喫煙所（喫煙設備）については、厚生労働省の『屋外分煙施設の技術的留意事項』に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることを強く求める。」と提言している。

これまでは、禁止地区6地域に限って、違反者へ過料を適用してきたところ、今後、市内全域の路上喫煙を禁止し、違反者に過料も適用していくことになれば、喫煙者に対して、これまで以上の制限を設けることになる。市内全域の路上喫煙を禁止する場合、『マナーを守った喫煙』のためには、喫煙者数や路上喫煙者の傾向を把握するとともに、既存の民間喫煙所の分布状況等を勘案したうえで、市域に見合った、相当数の喫煙所の確保が必要と考える。

喫煙所の整備については、鉄道駅の乗降客数や昼間人口、喫煙率、路上喫煙の状況を調査しながら、関係局と区で連携しながら検討することであるが、これまでの禁止地区の指

定やマナーエリア団体の活動等の取組みと同様に、関係局と区が一体となって取り組まれるとともに、喫煙所（喫煙設備）が持つ効果的な啓発機能、PR機能を鑑みて、全ての区に喫煙所を整備されたい。

そこで、市においては全体の整備計画を策定の上、まずは、行政として公設喫煙所の設置を条例改正等に先行して積極的に進めるべきと考える。

また、相当数の喫煙所の確保のためには、民間事業者の協力なくしては成り立たないものと考えられる。その点において、市が、先行して区域全域の路上喫煙禁止を進めてきた東京都区部に対してヒアリングを行うなど、助成実績のある区の制度を十分研究したうえで、民間の喫煙所設置にかかる助成制度を創設し、民間の管理場所においても喫煙所（喫煙設備）の確保を進めることは、評価できる施策であるといえる。民間事業者による設置については、事業者の工夫により効率的な設置・維持管理が期待できるというメリットもあるため、公設置と併せて市全体の整備計画に沿った配置が効果的なものとなるよう、助成制度の設計や運用において適宜確認されたい。

喫煙所（喫煙設備）の設置場所については、道路や公園といった市の所有地が重要な候補地になると考えられるが、道路においては周辺の通行に配慮するとともに、公園においても公園利用者、特に子どもに対する受動喫煙に十分配慮して、設置場所を確保するよう強く求める。

加えて、人流を考慮すれば、駅周辺において路上喫煙対策を講じる必要性が高いと考えられるが、特に中心部では、喫煙所設置場所を確保するのが非常に困難な状況がみられる。例えば、駅周辺の広場や駅舎から路上に出るまでの民間の管理地や施設で喫煙所が確保できれば、路上喫煙の防止効果が高いと考えられるので、鉄道事業者等に対しても協力を求めるなど、対策が必要な場所に応じて関係者と連携して検討されたい。

併せて、たばこ販売店やコンビニエンスストア等、たばこ販売事業者が設置した灰皿周辺で喫煙がなされることも多く、市へも対策を求める広聴が寄せられている状況がみられるため、たばこ販売事業者に対しても、積極的に助成制度を周知するなど、望まない受動喫煙を防止するための喫煙所設置について協力を求められたい。

いずれの場合においても、路上喫煙対策として、市が喫煙所設置を進めるべきところを、民間にも設置協力を求めていくことになるので、喫煙所の確保について、民間事業者に対して事業目的の十分な理解が得られるように努めるとともに、設置費や維持管理費等の助成、設置場所の周知を連携して行う等、民間事業者から協力が得やすい進め方を検討されたい。

## 2 「指定喫煙所の整備にかかる指針」について

喫煙所（喫煙設備）を確保するために「大阪市指定喫煙所整備にかかる指針」を策定し、各喫煙所の形態に応じた基準を整備方針として示して、市が自ら喫煙所（喫煙設備）を整備するとともに、民間事業者に対し、喫煙所（喫煙設備）の整備を促すことは、市内全域における路上喫煙禁止の実効性の確保に有効であり、喫煙所（喫煙設備）の具体的な整備に繋がると考える。

万博の開催される2025年1月迄の限られた期間に相当数の喫煙所を確保するためには、民間事業者への助成は有効な手段であり、事業者に分かりやすく、積極的に活用できる制度となるよう、仕組みを十分検討するとともに、周知を効率的に行い、助成制度が十分に機能するよう取り組まれない。

併せて、民間の喫煙所（喫煙設備）の新設だけでなく、既存施設の改修等による活用についても、助成対象とすることが、コストの抑制、整備期間の短縮に繋がると考える。

さらに、民間の喫煙所（喫煙設備）の維持管理費についても、他都市の事例を研究し、喫煙所（喫煙設備）が一定の期間継続して運営可能となるよう、更新制度等のあり方についても検討するよう求める。

また、市の喫煙所と併せて、民間事業者の喫煙所（喫煙設備）を指定喫煙所として指定することで、民間の施設であっても、本市の基準に即した喫煙所について市民周知ができ、マナーを守った喫煙が促されるものと考えられる。

なお、喫煙所（喫煙設備）の整備にあたって、公設か民間事業者による設置かに関わらず、近隣住民等からの理解を得ることは重要であるところ、喫煙所（喫煙設備）は喫煙者のためだけに設置されるのではなく、その設置により分煙環境を整備することで望まない受動喫煙

を避けることができることを、市として責任を持って説明することが重要である。

### 3 「公設喫煙所設置基準」について

市が自ら喫煙所（喫煙設備）を整備するために、設置場所の考え方や、整備内容の判断基準を「大阪市公設喫煙所設置基準」として定め、閉鎖型喫煙所を基本に整備を進めていくことは、これまでの禁止地区指定の際のパブリック・コメントをはじめ、市民の方から寄せられた喫煙所周辺における受動喫煙に対する意見を配慮したものである。

また、設置場所については、具体的に鉄道の駅周辺や、事業所や飲食店などが密集する地域といった事例が適切な場所として挙げられるが、特に駅周辺については、喫煙者からの需要が高い場所であるとともに、路上喫煙に関する広聴が日常的に寄せられる場所でもあることから、鉄道事業者等と十分連携して着実な設置を進められたい。

なお、閉鎖型喫煙所について、効果検証を引き続き行うとともに、設置場所に応じた整備内容について検討を行うよう求める。加えて、閉鎖型喫煙所の整備にあたっては、道路上への設置可能性を探求することが必要となることも今後想定されることから、公設喫煙所の公益性や公衆衛生の観点から関係法令上の整理を行うことを強く求める。

### 4 民間喫煙所整備費等の助成について

「2.『指定喫煙所の整備にかかる指針』について」においても触れたが、民間事業者への助成については、閉鎖型喫煙所や屋内喫煙所だけでなく開放型喫煙所についても「指針」に沿うものであれば、助成対象とすることが喫煙所整備の促進に繋がるものとする。

また、喫煙所の整備に対して、民間事業者に積極的な参画を求めるには、助成内容の充実を図るだけでなく、例えば先行事例として東京都区部で実際に助成を受け、喫煙所を整備している事業者の運営手法等を紹介するなどして、明確なインセンティブやメリットを示すことが必要と考えられる。

喫煙所の整備など路上喫煙対策に取り組むことはSDGsの目標達成に貢献することになり、企業のブランドイメージの向上に役立つだけでなく、サステナブルファイナンスを活

用することが可能となる場合もあること等を、市として積極的に発信し、民間事業者には、喫煙所の整備など路上喫煙対策に協力することが、社会貢献の機会となるだけでなく経済的メリットに繋がる可能性についても認識を持てるよう、取組みの進め方について工夫を求める。

## 5 その他

各地域には、住宅地や商業地、観光地など特性があり、各区の昼間人口にも大きな差がある。また、具体的な喫煙所の重点的な設置場所として駅周辺が挙げられているが、乗降客数についても駅により大きな隔りがある。そのような状況の中で、一律の基準をもって喫煙所の配置を行うのは、非常に難しいと考えられる。

加えて、限られた期間で喫煙所（喫煙設備）の整備を行うには、優先していくべき地域を明確にし、地域ごとにメリハリをつけた整備を進めることが必要である。

そのため、喫煙所の設置場所の決定については、地域の実情を把握している各区の意見を踏まえて総合的に判断を行うことが求められると考える。

また、喫煙所設置の適切な配置は、まちづくりの状況、人の流れ、路上喫煙の状況、喫煙にかかる社会状況の変化などによって左右されるため、喫煙所設置後もしっかりと検証を継続されたい。

「市内全域における路上喫煙禁止にかかる考え方」については、引き続き、喫煙所設置以外の諸課題についても当委員会で審議していくこととなるが、「市内全域における路上喫煙禁止」を進めるにあたっては、市民や関係者の理解や協力が不可欠である。そのため、市が「市内全域における路上喫煙禁止」に向けて取組みを進めていることについて、条例改正に先立ち早くから積極的に市民や関係者へ周知、広報を行うよう求める。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るためにも、「市内全域における路上喫煙禁止」は、安全・安心できれいなまちづくりの推進に繋がり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと期待している。

「市内全域における路上喫煙禁止」を実効あるものとするため、分煙環境の確保を目的とした喫煙所（喫煙設備）の整備は非常に重要な課題であり、市の関係部局と区役所が連携を密にして取組みを推進するとともに、市民の参画や事業者と連携した取組みを一層推進することを希望する。

#### 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和4年	7月	13日（水）	第39回委員会（諮問）
	8月	3日（水）	第40回委員会
	9月	13日（火）	第41回委員会